

## 第2回沖縄県軽石問題対策会議

日時 令和3年11月22日(月)

9:40～10:00

場所 6階第2特別会議室

### 次 第

1 知事あいさつ

2 報告事項

- (1) 漂着等の状況と対応について (環境部)

3 議 題

- (1) 沖縄県内に漂着漂流した軽石の採取又は保管に係る規制について (環境部)
- (2) 軽石の対処方針 (案) 及び利用法に関するアイデア募集について (環境部)

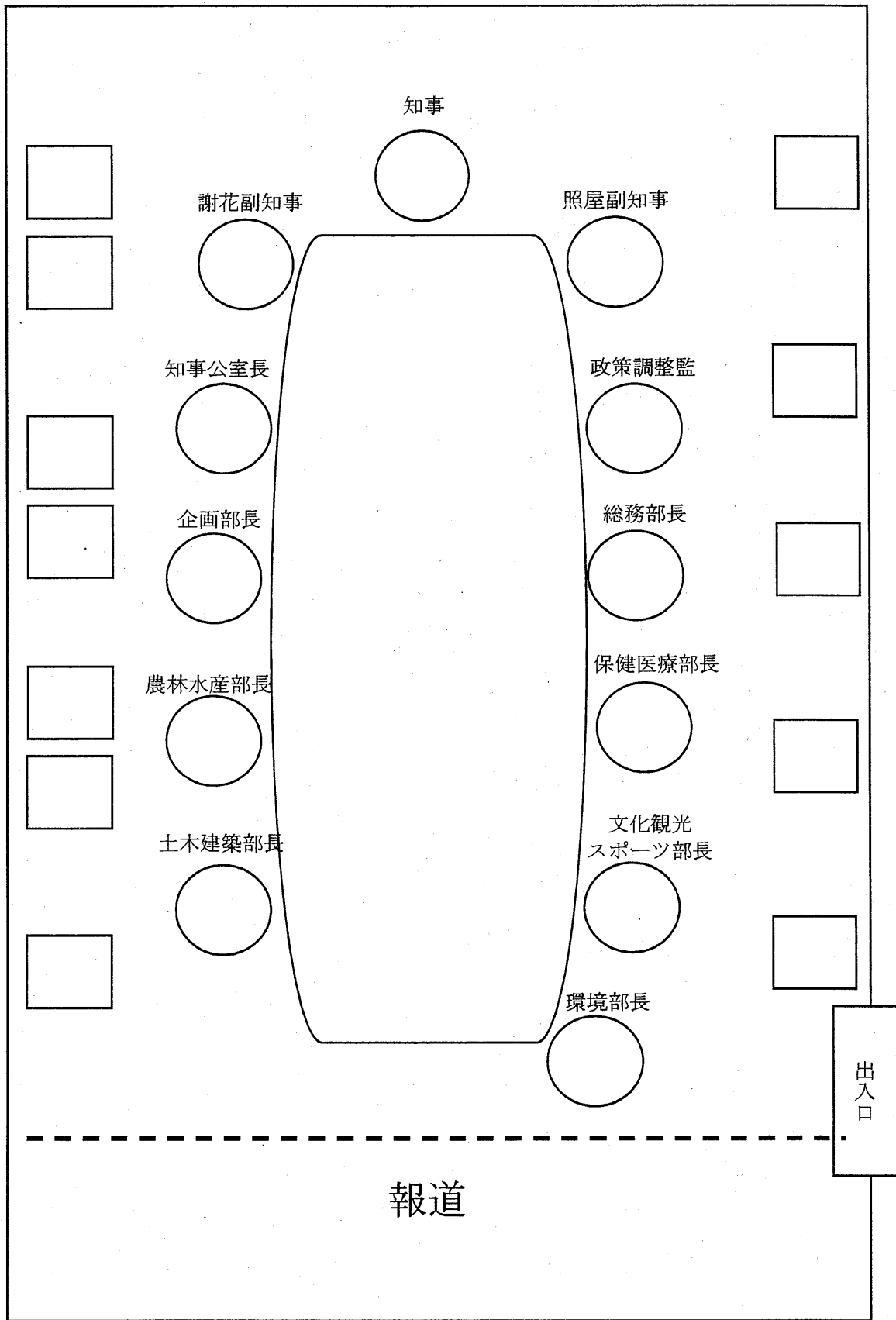
4 その他

- (1) 務台環境副大臣との面談及び恩納村視察について (環境部)
- (2) 県議会議員への報告会について (環境部)

5 関係資料

環境整備課のホームページ

# 6階第2特別会議室レイアウト



# 沖縄県軽石問題対策会議報告事項

令和3年11月22日(月)

所管部局：環境部

<p>件名</p>	<p>軽石大量漂流・漂着問題への対応について</p>
<p>内容</p>	<p><b>【経緯・現状】</b>  <u>軽石の被害が多岐に及んでいることに鑑み、11月17日、沖縄県軽石問題対策会議を設置し総務部、保健医療部も含めた全庁体制で取組むこととした。</u></p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>1 漂着状況及び対策状況          (環境部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11月8日よりホームページに土木建築部及び農林水産部で把握された漂着状況等を掲載し随時更新している。</li> <li>・沖縄本島内の3箇所(国頭村、読谷村、八重瀬町)の漂着軽石について土壌溶出基準及び含有基準に係る分析(9項目)を行った。結果は全ての項目で定量下限値以下となり土壌環境基準を満たしていた。</li> </ul> <p>(土木建築部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸への漂着状況(11/18時点)              本島全域及び周辺離島の33市町村で漂着が確認されている。</li> <li>○港湾への漂着状況(11/18時点)              ・軽石漂着を確認した港湾数 19港(県管理18、県管理以外1)</li> <li>○河川(県管理)への漂流・漂着状況(11/18時点)              11河川で、潮の満ち引きや風等により漂流・消失を繰り返している。</li> </ul> <p>(農林水産部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁港への漂着状況(11/18時点)              ・35漁港(うち漁業活動に支障が生じているのは9漁港*)              ※県管理：5漁港、市町村管理：4漁港</li> <li>・辺土名漁港の撤去状況：11/18までに約990㎡を撤去。</li> <li>・安田漁港の撤去状況：11/18までに約840㎡を撤去。</li> <li>・港川漁港の撤去状況：11/18迄に約60㎡を撤去</li> </ul> <p>(文化観光スポーツ部関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場への漂着状況(11/18時点)              事業所届出のある65の海水浴場のうち、40箇所(北部25、中部8、南部4、周辺離島3)で軽石の漂着が確認されている。</li> </ul> <p>2 国庫補助事業の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸漂着物対策補助金(環境省)(11/18時点)              ・環境省の留保予算の中から沖縄県へ追加の内示を受け、このうちの一部を恩納村に配分し、同村が11月12日に海岸からの軽石除去に着手した。</li> <li>・土木建築部、農林水産部、市町村への配分について調整中。</li> <li>・[海岸防災課]大宜味村の海岸で回収作業に11月16日に着手し、</li> </ul>

現在、作業中（11/18時点）。

- ・ そのほか国の補正予算について環境省と調整中。
- 災害復旧事業（農水省・国交省）
  - ア) 漁港
    - ・ 11/17までに14漁港について水産庁へ災害速報を提出した。
    - ・ 辺土名漁港は10/29より、安田漁港は11/3より、港川漁港は11/16より撤去工事に着手した。
  - イ) 港湾
    - ・ 12港湾（17地区）について災害速報を国土交通省へ提出済み。

**【課題】**

（総括的事項）

- ・ 漁業、観光業、県民生活等に支障が生じている事案への早急な対応
  - ・ 回収処理に必要な予算の確保
  - ・ 回収した軽石の処分又は活用方法の決定
  - ・ 処分方法等が定まるまでの仮置き場所の確保
  - ・ 市町村との情報共有・連携
  - ・ 風評被害の防止

**【県の対応等】**

（総括的事項）

- ・ 漁港、港湾の泊地・航路について災害復旧事業で回収・処理を進める。
- ・ 環境省補助金（海岸漂着物）について速やかに手続きを進める。
- ・ 回収軽石の仮置場確保及び処分方法等について速やかに検討を行う。
- ・ 市町村との軽石の回収・処分に向けた連携強化、要望等の把握を行う。
- ・ 風評被害を招かないよう正確な情報を発信する。

(案)

沖縄県環境部

・ 沖縄県内に漂着漂流した軽石の採取又は保管に係る規制について

1 軽石の取扱いについて（総論）

- (1) 廃棄物に該当しないため、廃棄物処理法の適用は受けません。
- (2) 汚染土壌に該当しないため、土壌汚染対策法の適用は受けません。

2 各論

軽石を採取又は保管する場合、以下の手続が必要となる場合があります。詳細については、問い合わせ先の部署等にお問い合わせください。

(1) 採取に係る規制

採取場所	規制法令等の名称	必要な手続	問い合わせ先	備考
国立公園 (普通地域を除く。)	自然公園法	九州地方環境事務所長へ届出 (行為後 14 日以内)	別表 1 のとおり	非常災害のために必要な応急措置
国定公園又は県立自然公園 (普通地域を除く。)	自然公園法 沖縄県立自然公園条例	県知事へ届出 (行為後 14 日以内)	沖縄県 環境部 自然保護課 098-866-2243	非常災害のために必要な応急措置
「漁業権が設定される地域」かつ「海底堆積物の採取」	沖縄県漁業調整規則	県知事の許可	沖縄県 農林水産部 水産課 098-866-2300	浮遊軽石は規制対象外
河川	河川法	河川管理者の許可	沖縄県 土木建築部 河川課 098-866-2404	
海岸	海岸法	海岸管理者の許可	別表 2 のとおり	海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は対象外
港湾(港湾区域内水域等)	港湾法 沖縄県港湾管理条例	港湾管理者の許可	沖縄県 土木建築部 港湾課 098-866-2395	

(2) 保管（規模）に係る規制

保管規模	規制法令等の名称	必要な手続	問い合わせ先	備考
保管面積 1000m <sup>2</sup> 以上	大気汚染防止法	保健所長へ届出(一般粉じん発生施設設置届出)	沖縄県 環境部 環境保全課 098-866-2236	一時保管(仮置き)については、届出対象外
保管面積 300m <sup>2</sup> 以上 1000m <sup>2</sup> 未満	沖縄県生活環境保全条例	保健所長へ届出(一般粉じん発生施設設置届出)	沖縄県 環境部 環境保全課 098-866-2236	一時保管(仮置き)については、届出対象外
保管面積 1000m <sup>2</sup> 以上	沖縄県赤土等流出防止条例		沖縄県 環境部 環境保全課 098-866-2236	非常災害における一時保管については、届出対象外
保管高さ 5 m 又は面積 1000m <sup>2</sup> 以上	沖縄県景観形成条例	非常災害における一時保管については、届出対象外 (備考に記載の 6 市町村に限る。)	沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課 098-866-2408	6 市町村(大宜味村、東村、金武町、嘉手納町、南大東村、多良間村)以外については、各市町村の景観条例に基づく。

(3) 保管（場所）に係る規制

保管場所	規制法令等の名称	必要な手続	問い合わせ先	備考
国立公園 (普通地域を除く。)	自然公園法	九州地方環境 事務所長へ届 出(行為後14 日以内)	別表1のお り	非常災害のため に必要な応急措 置
国定公園又は県立自然 公園 (普通地域を除く。)	自然公園法 沖縄県立自然公園 条例	県知事へ届出 (行為後14日 以内)	沖縄県 環境部 自然保護課 098-866-2243	非常災害のため に必要な応急措 置
農地等	農地法 農業振興地域の整 備に関する法律	県知事の許可	沖縄県 農林水産部 農政経済課 098-866-2257	
漁港施設内	沖縄県漁港管理条 例		沖縄県 農林水産部 漁港漁場課 098-866-2305	施設内における 長期の保管は漁 港の適切な利用 に支障となる。
港湾施設内 (宜野湾港マリーナ、 与那原マリーナ及び西 原・与那原マリナー クを除く。)	沖縄県港湾管理条 例 港湾施設使用許可 に係る審査基準等	県知事の許可 (土木事務所 長)	沖縄県 土木建築部 港湾課 098-866-2395	除外された施設 については、指 定管理者に対し て申請する必要 あり。

別表1 沖縄県内の国立公園内における行為に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

国立公園名	問い合わせ先	電話番号 (FAX 番号)
やんばる国立公園	やんばる自然保護官事務所	0980-50-1025 (0980-50-1026)
慶良間諸島国立公園	慶良間自然保護官事務所	098-987-2662 (098-987-2663)
西表石垣国立公園のうち、西表島及び鳩間島	西表自然保護官事務所	0980-84-7130 (0980-85-5582)
西表石垣国立公園のうち、西表島及び鳩間島以外	石垣自然保護官事務所	0980-82-4768 (0980-82-0279)

別表2 海岸における採取行為に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

採取場所	問い合わせ先	電話番号
国土交通省所管海岸、一般公共海岸	沖縄県土木建築部 海岸防災課	098-866-2410
県管理漁港、市町村管理海岸	沖縄県農林水産部 漁港漁場課	098-866-2305
農地保全海岸	沖縄県農林水産部 農地農村整備課	098-866-2285



(案)

令和3年11月 日  
沖縄県環境部

### 軽石の利用法に関するアイデア募集について

沖縄県環境部では、海底火山の噴火に伴う漂流軽石の利用法について、民間事業者等が有するアイデアを募集します。

#### 記

募集期間：令和3年11月24日（水）～令和3年12月8日（水）

募集内容：軽石の利用法アイデア（但し、応募者において実施可能なものに限りです。）

募集対象：民間事業者、団体に限りです。

提出先：以下のメールアドレスあて御提出下さい。電話やFAX等による提案は受け付けられませんのであらかじめ御了承下さい。

〈メールアドレス：[aa035009@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa035009@pref.okinawa.lg.jp)〉

様式等：別紙のとおり。なお、データの形式はワード、エクセル、パワーポイント、一太郎のいずれかに限りです。

留意事項：

以下の事業について了承すること。

- ①会社名等を含む応募資料は、後日作成する「アイデア集」において公表されること。
- ②応募されたアイデアについて、実現性が低いと判断される場合などは、「アイデア集」への集録を見送る可能性があること。
- ③「アイデア集」に集録することをもって、沖縄県が当該アイデアの内容について責任を負うものではないこと。
- ④「アイデア集」に集録された内容に関する問合せについては、応募した者の責任において対応すること。

#### 【問い合わせ先】

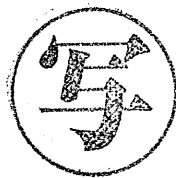
沖縄県環境部環境整備課 吉元 安室

TEL 098-866-2231

FAX 098-866-2235

軽石の利用法に関するアイデアについて

会社名等			
担当者名			
連絡先	TEL		E-mail
軽石の利用法に関するアイデアの概要			
<p>※A4用紙2枚以内でお願いします。</p> <p>※詳細な説明（カタログ等）がある場合、ホームページアドレスを記載するなどして参照できるようにしてください。</p>			



(参考・環境省プレスリリース資料)

令和3年11月16日(火)

## 務台環境副大臣の出張(沖縄県)について

務台環境副大臣が、令和3年11月17日(水)に玉城沖縄県知事及び長浜恩納村長との面会を行います。

### 【令和3年11月17日(水)】

- 14:00～14:20 メド 玉城沖縄県知事との面会【フルオープン】  
場所：沖縄県庁6階 第2特別会議室  
(沖縄県那覇市泉崎1丁目2-2)
- 15:30～15:50 メド 長浜恩納村長との面会【フルオープン】  
場所：恩納村役場2階 応接室  
(沖縄県国頭郡恩納村恩納2451)
- 16:15～16:25 メド 軽石仮置ヤードの現地視察【フルオープン】  
場所：軽石仮置ヤード  
(沖縄県国頭郡恩納村字恩納7453-15)
- 16:40～17:05 メド 軽石漂着海岸の現地視察【フルオープン】  
場所：みゆきビーチ  
(沖縄県国頭郡恩納村安富祖1583-2)
- 17:05～17:20 メド ぶら下がり会見  
場所：ホテルみゆきビーチ 建物前  
(沖縄県国頭郡恩納村安富祖1583-2)

- ※ 取材に当たっては、現地担当者の指示に従ってください。
- ※ 取材される方は、記者証又は社名入りの腕章を着用してください。
- ※ 日程については予定であり、変更・中止されることがありますので御了承ください。また、終了時間は前後する可能性があります。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、手洗いの徹底、手指消毒、マスク着用等の実施をお願いします。また、事前登録は不要ですが、入場者におかれましては、所属と氏名を控えさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。

### <問合せ先>

環境省 水・大気環境局  
水環境課 海洋環境室  
代 表：03-3581-3351  
直 通：03-5521-9025  
担当室長：山下 (内線 6630)  
担当補佐：中村 (内線 6635)

## 務台環境副大臣冒頭挨拶 (要旨)

※沖縄県環境部環境整備課作成メモ

令和3年11月17日

- 本日は大勢の視察団をお迎えいただき感謝申し上げます。昼食後に国際通りから市場の方を回ってきましたが、お客さんが本当に少なく、新型コロナの影響が大きいことを実感しました。
- それに加えて軽石の問題が発生しており、その解決のために政府をあげて支援しなければいけないと改めて思いました。
- 日常生活に直結する港湾・漁港の災害復旧による迅速な対応もさることながら、沖縄県の美しい海岸が軽石に覆われ、観光、レジャーにも大きな影響があると思います。漁港や港湾の延長に比べて自然海岸というのは本当に広く、これをしっかりやるためには相当な額の予算が必要だと認識しております。早期解決に向け我々環境省も全力をあげて支援させていただきたい。
- 11月2日に環境省で要請を受けた際に、補正予算の計上をお約束させていただきましたが、今回の視察を通じて事業を円滑に進めるためにはどのようなことが必要か、現場のニーズをしっかりと把握して、沖縄県とも連携して取組を進めていきたい。

### ○視察のご様子



恩納村の仮置場所



恩納村の海岸

軽石問題に係る沖縄県議会議員への説明会議事概要

日時：令和3年11月9日（火）

場所：県議会 5階第7委員会室

説明資料：別添の資料を用いて各部から説明した後、県議員からの質問を受けた。

内容は以下のとおり。※防災危機管理課は資料無し、口頭での説明。

（議事概要）

新垣 議員

- ・10月16日（土）に知事公室防災対策に糸満漁港沖で金曜日の軽石が漂着しているという報道を受けて、私の方に糸満関係各位から土曜の朝一番に「どうしたらよいか」との相談があり、私から県の防災課に電話した。その際、防災課の職員から「非常勤職員なので対応できない」ということを言われた。もしその時出漁して事故が発生していたら大変な事態になっていただろうと思う。土日の対応体制を強化してほしい。

（防災危機管理課長 池原）その話は把握していなかった。

（環境部長）重要な問題だと認識している。知事、副知事、公室長に報告し、知事公室の方で対応を検討していただく。

照屋 議員

- ・県から国に要請しているが、対策チームというのは作っていないのか。

（環境部長 松田）緊急対策会議を四役・関係部長で2回開催している。また、関係課班長クラスで対策チームを作り、毎日情報共有し全庁的に対応しているところ。

- ・対策本部といった組織を作って市町村の代表も入れて市町村と連携して国への要望や対策に取り組んでもらいたい。

（環境部長 松田）昨日、町村会長の宮里座間味村長と意見交換し、同氏からも市町村担当者会議を開いてほしいとの要望があったところ。どのような形がよいか検討して対応したい。

金城 議員

- ・モズク、アーサ、養殖魚介の被害状況の把握や補償の見通しを聞きたい。

（水産課長 能登）漁船エンジントラブル、出漁自粛、養殖魚の誤食によるへい死、アーサ網の埋没など広範囲な影響が今後も想定される。特に操業自粛によって収入減少している状況があると承知している。知事もそのような事への対応について国に要請を行ったところ。また、どのような支援が可能か現場の状況も聞きながら検討したい。

座波 議員

- ・今後の噴火の状況は把握しているか。早め早めに噴火の状況を把握・予測し、それを踏まえて対策をとるべきだと思う。
- ・建設業界等の業界との災害協定などはあるか？

(土木整備統括監 前川) 撤去作業は各土木事務所において災害協定に基づき建設業協会と調整しながら業者選定を行っている。

- ・災害協定を結んでいない業者からの提案も受けてみてはどうか。私の方にも県から依頼があれば協力してもよいという声が寄せられている。

(土木整備統括監 前川) ご指摘のとおり有益な情報については広く取り入れるのが適切だと考える。

- ・今のバックホウを使った回収の仕方があまり効果的に見えないので長期戦になることを想定して高率の良い(バキュームなど)方法を検討した方がよいと思う。
- ・自衛隊の災害要請等の考えはどうか。リエゾンとの話であがっていないか。

(防災危機管理課長 池原) 災害対策基本法第 68 条の 2 に基づく市町村からの県知事に対する自衛隊法第 83 条第 1 項の規定に基づく要請を求めることはできるが、現時点では 10 月 29 日から各地で除去作業が開始あるいは今後予定されており、未だ災害派遣依頼は検討していない。ただ、既に陸上自衛隊第 15 旅団に相談しており、防衛大臣にも(必要な時の支援を)お願いをしているところ。

- ・生活に影響がでている島や養殖業などがあり、長期化するほど大きな問題になるのでそのことを踏まえて対応を願いたい。
- ・撤去した後の処分はどうするか。市町村単位では仮置き場を確保できないのではないかと。県主導で圏域の仮置き場を工面するなど検討してほしい。
- ・観光面の打撃について、風評被害への対応としてビーチにおける県の対応をアピールする等して風評の払拭に配慮してもらいたい。県にも災害対策予算費はあるので予算が入ってくるまで待つのではなく、速やかに対応して行ってもらいたい。

(観光政策統括官 真鳥) 現在、サービスの提供状況について情報収集しているところ。影響のある地域、フェリーの運航、マリレジャー休業、安全面、これらの状況を整理して適切な時期に県 HP、観光サイト等を通じて風評被害が生じないように正しい情報の発信を行いたい。

また、ビーチからの軽石の除去については、市町村、観光事業者の意見を踏まえ、優先順位を検討した上で、環境省補助金を活用するなど庁内連携して取り組んでいきたい。

加えて、観光事業への支援策を国に要請したところ。

#### 渡久地 議員

- ・今回の軽石被害は長期化することを想定して臨んだ方がよいと思う。  
まず、港湾・漁港での回収、漁業被害、観光被害等は早急にまとめる必要があるのではっきりやっていただきたい。
- ・最も対応をしていただきたいことは定期航路の維持対策。とても心配している。  
沖合漂流する軽石への対応は、軽石を避けて進むといった運用面の対策やエンジンの冷却水ろ過口フィルターの目を細かくするといったハード面の対策など様々あると思う。このような対応に補助するなど至急検討して運航に支障がでないように対応してもらいたい。

(環境部長 松田) 所管としては企画部となると考える。本日は担当部から説明員は参

加していないが持ち帰ってご提言に対しどのように対応できるか改めてお答えする。

玉城 議員

- ・ 共済に入っていない漁民の方への対応を国、県でしっかりできるようにしてほしい。
- ・ また、漁民の収入がなければ漁業組合の収入も減少することになるので組合への支援も少し検討してほしい。

(水産課長 能登) ご指摘のとおり漁業共済も加入率 100%ではないのでそのあたりも考慮しどのような対応ができるか検討しているところ。

組合への支援という部分については、県としてはまずは個々の漁業者への支援にしっかり取り組んでいきたい。

平良 議員

- ・ 定期離島航路について、伊是名からの定期船は、先日、入港先を運天港から本部港に臨時に変更して対応したということがあったが、運輸省あるいは総合事務局がその許可を管轄しており、通常であれば急遽変更などはできないと聞いている。今後、臨機応変な対応は見込めるのか。

(土木整備統括監 前川) 許可は沖縄総合事務局運輸部が許可権限を有しており、確実なお答えは難しいが、このような事態に対しては柔軟に対応する旨聞いているところ。今後ともそのような取り扱いがされるものと考えている。

(環境部長 松田) 改めて確認し、どのように臨機応変に対応するのかということも含めてご報告したい。

以上

## ○軽石漂着に関する議員説明会で回答留保した意見に対する回答（案）

議員名	議員意見	回答
1 新垣 新	10月16日（土）に知事公室防災対策に糸満漁港沖で金曜日の軽石が漂着しているという報道を受けて、私の方に糸満関係各位から土曜の朝一番に「どうしたらよいか」との相談があり、私から県の防災課に電話した。その際、防災課の職員から「非常勤職員なので対応できない」ということを言われた。もしその時出漁して事故が発生していたら大変な事態になっていたと思う。土日の対応体制を強化してほしい。	専門員に対して、議員や市町村から電話があった場合は、相手方・内容を聞き取ったうえで、班員又は班長・課長へ報告するよう指示しました。その他の電話についても、聞き取った内容は常に報告するよう指示しました。  ※別添、「夜間・土日における緊急連絡体制図（概要）」を整理し専門員に配付済み。
2 照屋 守之	県から国に要請しているが、対策チームというのは作っていないのか。対策本部といった組織を作って市町村の代表も入れて市町村と連携して国への要望や対策に取り組んでもら	11月16日に決定した沖縄県軽石対策会議開催要綱では、市町村を含む関係者の参加を求めることができるとしており、今後、必要に応じて市町村に参加を求めるなど連携して取り組んでまいります。
3 座波 一	撤去した後の処分はどうか。市町村単位では仮置き場を確保できないのではないと思う。県主導で圏域の仮置き場を工面するなど検討してほしい。	現在、市町村の仮置き場の現状について照会・調査しているところです。 また、県有地、国有地リストを入手し各地の軽石を仮置きする場所の選定に取り組んでいるところです。
4 渡久地 修	最も対応をしていただきたいことは定期航路の維持対策。とても心配している。 沖合漂流する軽石への対応は、軽石を避けて進むといった運用面の対策やエンジンの冷却水ろ過口フィルターの目を細かくするといったハード面の対策など様々あると思う。このような対応に補助するなど至急検討して運航に支障がでないように対応してもらいたい。	（確認中）
5 平良 昭一	定期離島航路について、伊是名からの定期船は、先日、入港先を運天港から本部港に臨時に変更して対応したということがあったが、運輸省あるいは総合事務局がその許可を管轄しており、通常であれば急遽変更などはできないと聞いている。今後、臨機応変な対応は見込めるのか。	海事を管理する沖縄総合事務局運輸部総務運航課の見解は、 ①本来、運航計画にある発着地を変更する場合（運航計画外）には、変更認可が必要になる。 ②しかし、今回の様なやむを得ない事情（天災）である場合は、緊急避難として手続きは不要となり（通達あり）、緊急避難として対応をしたところ。 ③緊急避難にあたって、伊平屋村にはトラブルがないよう調整するようこの指示をしている。  であると聞いています。これを踏まえ今後の対応としては、 ・到着港の変更を行いたいとする場合には、その者（今回の事案では、伊平屋村観光交通課長）から、沖縄総合事務局運輸部総務運航課へ報告を行うと同時に、到着港の管理者、港を使用する関係者への連絡を行う。 こととしたいと考えております。





ホーム > 暮らし・環境 > ごみ・リサイクル > 環境整備課の業務及び組織 > 産廃処理物の処理について > 中核圏への軽石処理業務・漂流について

更新日：2021年11月18日

沖縄県への軽石大量漂着・漂流について

令和3年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ島の海底火山噴火に由来するとみられる軽石が沖縄周辺に押し寄せ、船舶の航行、漁業、観光等に対する様々な被害が生じています。

発生した大量の軽石は今後中核圏全域の広い範囲で繰り返し漂流・漂着することが予想され、早急かつ継続的な対応が必要とされています。

本ページでは関係する情報を掲載しています。

漂着状況について

漂着状況については以下のとおりです。

※風や潮流、干満の影響により新しい漂着や流出、再漂着等状況は刻々と変化しています。掲載情報は報告日時点のものでありますので、ご注意ください。

業務随時更新

- [PDF](#) 近辺村別の軽石漂着状況 (PDF: 38KB)
- [PDF](#) 主な漂着海岸および漂着状況 (PDF: 87KB)
- [PDF](#) 港津における漂着状況 (PDF: 132KB)
- [PDF](#) 漁港における漂着状況 (PDF: 153KB)
- 前回事での掲載情報

※河川への漂着につきましては、干満や降雨の影響が大きいため、閉塞状況が複雑した場合は掲載いたしません。

被害状況について

- [PDF](#) 軽石漂流漂着による被害状況及び出漁自粛状況 (PDF: 98KB)

離島航路運航に支障が出た港湾

仲田港 (伊豆名村)、内花港 (伊豆名村)、運天港上運天地区 (今帰仁村)、水納港 (本部町)、徳仁港 (南城市)、瀬霧敷港 (瀬霧敷村)、本部港本部地区 (本部町)、本部港渡久地区 (本部町)

沖縄県の取り組み状況について

- [PDF](#) 令和3年11月17日 (水) : 第1回沖縄県軽石問題対策協議会を開催しました (PDF: 1,706KB)
- [PDF](#) 令和3年11月8日 (月) : 第2回軽石問題緊急対策部局長会議 (仮称) を開催しました (PDF: 2,712KB)
- [PDF](#) 令和3年10月27日 (水) : 第1回軽石問題緊急対策部局長会議 (仮称) を開催しました (PDF: 159KB)

漂着した軽石の成分分析について

関係機関リンク

- 第十二管区海上保安本部 (外部サイトへリンク)
- 沖縄気象台 (外部サイトへリンク)

お問い合わせ

環境部環境整備課 (代表)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 (北側)

電話番号: 098-866-2231

FAX番号: 098-866-2235

# 沖縄県軽石問題対策会議報告事項

令和3年11月22日(月)

所管部局：土木建築部

<p>件名</p>	<p>軽石大量漂着・漂流に係る土木建築部の取組状況について</p>
<p>内容</p>	<p style="text-align: right;">※<u>下線部</u>は前回【11/17】からの更新箇所 ※(数値)内は前週の値</p> <p><b>【経緯・現状】</b></p> <p>○<b>港湾への漂着</b>  <u>11/21時点で県管理18(18)港湾及び那覇港の計19(19)港湾。</u>  <u>うち、これまでに運航に支障が生じているのは、7(7)港湾。</u>          ①仲田港(伊是名村)、②内花港(伊是名村)、③徳仁港(南城市)、④運天港(今帰仁村)、⑤水納港(本部町)、⑥渡嘉敷港(渡嘉敷村)、⑦本部港(本部町)</p> <p>○<b>定期航路の運行状況(直近1週間 11/15日-11/21日)</b>  <u>軽石の影響により欠航が生じた航路は3航路。</u>  <u>①伊平屋航路、②伊是名航路、③水納航路</u></p> <p>○<b>港湾関係災害復旧事業</b>          港湾において、漂流、漂着軽石が船舶の航行に支障をきたす場合、港湾関係災害復旧事業で対応。  <u>11/21時点で12(12)港湾、17(17)地区。被害総額10億1千2百万円</u><u>で災害速報を国土交通省へ提出。</u>          ①前泊港、②野甫港(伊平屋村)、③内花港、④仲田港(伊是名村)、          ⑤奥港(国頭村)、⑥古宇利港、⑦運天港(今帰仁村)、⑧渡嘉敷港(渡嘉敷村)、          ⑨徳仁港(南城市久高島)、⑩水納港(本部町)、⑪本部港(本部町)、          ⑫宜野湾港(宜野湾)</p> <p>○<b>海岸への漂着</b>  <u>11/21時点で土木建築部所管の海岸、34(33)市町村で漂着が確認されている。</u><u>10月中は、北部の市町村への漂着が顕著であったが、11月に入ると、本島全域及び周辺離島で広く漂着が確認されている。</u>  <u>11月20日に宮古島市で軽石の漂着が確認された。(漂着箇所、量等は調査中)</u></p> <p>○<b>河川への漂着・漂流</b>  <u>11/21時点で県管理河川で11(11)河川、市町村管理河川で7(7)市町村</u><u>26(26)河川で漂着・漂流が確認されている。</u>          また、河川においては、潮の満ち引き及び風等により漂流・消失を繰り返している。</p>

## 【土木建築部の対応等】

### ○港湾関連

- ・現在、運天港、徳仁港、奥港及び本部港において、除去作業に着手している。その他の港湾においても、市町村と連携し、応急工事の実施に取り組んでいく。

### ○海岸関連

- ・市町村と連携し、海岸への漂着状況の確認・情報共有を随時行っている。
- ・海岸へ漂着した軽石の除去に関しては、環境部の「海岸漂着物対策補助金（環境省）」を活用し対応する。
- ・漂着量の多い海岸で、潮流などの影響により再漂流し、漁港や港湾への被害を防ぐことを考慮する。
- ・観光や海浜利用に支障を来している箇所など、市町村からの要望を踏まえ、優先度を検討し、回収・処理を進める。
- ・11月16日から漂着量の多い「大宜味村役場前の根路銘、大兼久海岸」の回収作業を実施し、現在、作業中（11/21時点）
- ・今後の、作業効率化を図るため、試験施工を兼ねている。

### ○河川関連

- ・河川については、潮の満ち引きや風等の影響が大きいことから、現在、軽石の漂着等に注視しているところ。
- 今後、河川内に大量の軽石漂着により河口閉塞等があった場合、災害復旧事業等の活用について、検討していく。

### ○処分方法や利活用について

- ・回収された軽石については、公共工事での利活用を検討している。
- ・現在、どのような用途で利活用できるのかを把握・検討するため、土質試験等を進めている。

(案)

軽石の基本的対処方針(案)

軽石問題対策会議

令和3年11月〇日

令和3年8月に福徳岡ノ場の噴火によって発生し、沖縄県及びその近海に漂流・漂着した軽石について、基本的な対処方針は以下のとおりとする。

記

- 1 県民生活及び水産業、観光業等への影響を最小限に抑えるため、県民、NPO、市町村、学術研究機関、国等あらゆる機関・関係者と連携して、回収、利活用を推進する。
- 2 漂流・漂着の状況、回収、利活用の状況等について、県民に分かりやすく伝えるため、県のホームページで必要な情報を遅滞なく公開する。
- 3 県による回収と併せて、技術、費用等支援を行うことにより、市町村等が実施する回収の円滑な実施を促進する。
- 4 漂流・漂着している軽石の回収、利活用等の方法について、国、学術研究機関の調査研究結果等の情報収集を行う。
- 5 国、市町村等と情報共有、協議を行い、回収した軽石の保管に必要な保管場所を確保する。なお、保管については、関係法令を遵守するとともに、周辺的生活環境に支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 回収した軽石の利活用（残土処分等も含む）の方法について、早急に確認、開発するとともに、民間等のアイデアも活用して、多様な方法を実現するために必要な措置を行う。
- 7 回収・利活用に必要な予算の確保に努める。